

令和2年3月定例会市議会

新型コロナウイルス感染症に関する 対応状況等に係る報告

佐 世 保 市

貴重な時間を拝借して恐縮に存じますが、昨年末から続いております「新型コロナウイルス感染症」につきましては、市民の皆様、議員の皆様にご心配、ご不安があられることと存じますので、本市の対応状況等につきまして、ご報告いたします。

新型コロナウイルスは、現在では日本国内においても各地で感染が確認されており、本市においても、いつ感染者が出てもおかしくない状況と捉え、関係部局に対し、危機感を持った対応を指示しているところでございます。

まず、保健所関係での対応ですが、1月22日には厚生労働省から各種の実施要領やマニュアルが示されたことから、緊急関係課長会を実施するなど、関係部局での情報共有等を図りました。

また、1月31日には、緊急関係部長会を招集し、改めて庁内での情報共有と連携体制を指示し、同日の定例記者会見においては、市民向けに「手洗いの励行」や「咳エチケット」など、市民一人ひとりができる予防対策の徹底を呼びかけ、2月1日からは、県内でもいち早く土日も含めた相談体制を整えております。

また、2月6日には、医療機関に協力を依頼し「帰国者・接触者外来」を開設していただくとともに、保健所の健康づくり課内に、土曜、日曜、祝日も含めて、「帰国者・接触者相談センター」及び「一般相談窓口」を設置いたしました。

当初は、1日に5件から10件前後で推移していた相談件数も、最近では多い日には50件を超える状況になってきております。

この相談の目安といたしましては、「風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合」や「強い倦怠感や息苦しさがある場合」のほか、特に重症化するリスクが高い、高齢者や心臓病、糖尿病などの基礎疾患のある方などは「風邪などの症状が2日以上続いている場合」に、「帰国者・接触者相談センター」にお電話いただき、症状等に応じて、医療機関への受診調整などを実施しているところです。

また、新型コロナウイルスに関するその他の相談を受け付ける「一般相談窓口」による相談対応と合わせて、市ホームページやフェイスブック、ライン、防災無線などによる情報発信や、注意喚起チラシの配布などにより、市民の皆様の不安などの解消に努めているところでございます。加えて、医療機関の皆様に対しましても、佐世保市医師会を通じて、適宜、状況説明や協力依頼を行っております。

さらに、本市独自の取組といたしましては、地域医療の連携強化によって、特定の医療機関に集中している負担を軽減させるため、「帰国者・接触者外来」とは別に、5つの「サポート病院」と4つの「後方支援病院」を、新型コロナウイルス感染症に対応していただく医療機関として、位置付けさせていただき、感染を疑う患者のスクリーニングや重症患者への早期対応など、役割分担できる医療提供体制の強化に取り組んでいるところです。

次に、感染が疑われる事例の発生件数等についてでございますが、2月29日現在、県内で合計41件、佐世保市内で計8件の行政検査を実施しており、幸いそのすべてが陰性となっております。

なお、検査の結果、陽性が確定した場合には、適切な医療の提供に努め、疫学調査の実施、行動歴等の把握を行うとともに、適宜公表してまいります。

また、感染を疑う方との濃厚接触者については、外出を控えていただき、継続的な経過観察を実施するなど、国や県などの関係機関とも連携を密にして、感染症拡大について、最大限の防止策を講じてまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス関連の救急要請に適切に対応するため、消防隊員の防護措置を整え、福祉関係機関や医療機関との連携を強化し、万全を期してまいります。

続きまして、市立小・中学校に係るこれまでの動き、また今後予想される動きについて、報告いたします。

まず、国内で感染者が発生しました1月以降、市立小・中学校に対し、文部科学省の通知に基づく、10件の指導を行いました。指導の内容は、3つに大別でき、1つめは、新型コロナウイルス感染症に関する最新かつ的確な情報を、文部科学省や厚生労働省といった公式のホームページで確認を行うこと、2つめは、中国から帰国した児童生徒に対する対応、3つめは、児童生徒、教職員に感染症が発生した場合の対応となっております。

特に、日本国内で感染が拡大した2月中旬以降、児童生徒等に当該感染症が発生した場合を想定し、「発生情報等の学校等への連絡」、「出席停止の措置及び臨時休業の判断」、「地域住民や保護者への情報提供等」について指導を行っております。

次に、市立小・中学校の臨時休業につきましてご説明いたします。

ご案内のとおり、2月27日に開催されました「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」におきまして、内閣総理大臣から、今がまさに感染の流行を終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえて、全国の小中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業が要請されました。

教育委員会においては、一報を受けて、想定される課題の収集や対応策の検討を開始するとともに、翌28日の緊急部長会において協議を行い、また、文部科学省から発出されました通知文に基づき、臨時休業の実施を決定しております。

なお、臨時休業の開始時期につきましては、一律要請が3月2日であったものの、臨時休業期間中の生活に関する児童生徒への指導はもちろんのこと、保護者の皆様の準備期間も必要との配慮から3月4日からの休業といたしました。

また、臨時休業期間中であっても、卒業式、修了式、そして、進路決定に関して大きな影響を与える高校受検に関する事前指導については、極めて必要性が高いことから、感染症防止のための措置を講じたうえで、特例として実施することといたしました。

なお、卒業式につきましては、文部科学省の通知に沿って出席者を卒業生とその家族、必要最小限の在校生と制限し、来賓の出席を遠慮いただいたり、内容を精選して開催時間を短縮したりすることなどにより、実施することとしております。

私といたしましても、内閣や文部科学省の方針を尊重したうえで、かつ、児童生徒や保護者の皆様の状況にも一定の配慮がなされた対応と理解しているところで

す。

また、各学校に対しては、PTAや学校支援会議等の関係機関、さらに、民生委員や公民館関係者等の地域の皆様との連携に配慮することも指導されており、市民一丸となってこの局面を乗り越えていかなければならないと感じているところです。

しかしながら、本来、この3月に子ども達が履修することとなっていた学習内容を、次年度以降のどのタイミングで保証するか、また、特別な支援や配慮を必要とする子ども達や共働き家庭の子ども達の居場所が適切に確保できるか、さらに、給食の実施に関係する業者の経済損失が発生しないかなどの懸念もございます。

次に、市立小・中学校の臨時休業と関連する、市内の保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等の対応につきましては、厚生労働省からの通知等を踏まえ、家に1人であることのできない、又は、難しい年齢の子ども達が利用するものであることや、保護者の皆様の就労等により保育の必要性がある子ども達の受け皿になっていることなどを考慮し、感染の予防に留意した上で、通常どおり、開所することといたします。

また、その際、放課後児童クラブに関しては、小学校の臨時休業による影響に配慮し、開所時間について、長期休暇等における開所時間に準じた取扱いに意を用いるなど、各施設の運営状況等に応じ、可能な限り柔軟な対応に努めたいと考えております。

なお、児童センターや児童交流センター、地域子育て支援センターについては、学校と同様に臨時休業とさせていただき、その期間は、当面、3月4日から春休みに入る前の3月24日までとし、その後は国の動向等を見ながら、状況に応じ判断してまいりたいと存じます。

教育委員会及び子ども未来部などの各部局に対しては、この度のことは市民の生命を守る災害対応の一種であるとの強い危機感を持ち、それぞれの関係者が強固な連携の下で対応にあたること、また、過去に類を見ない事案であり、予測が困難な状況の発生が想定されることから、常に状況把握に努め、臨機応変に対応するよう要請、指示したところです。

あらためて、子ども達や保護者の皆様には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、クルーズ船コスタ・ネオロマンチカの入港につきましてご報告いたします。

本件につきましては、先の2月27日に都市整備委員会にてご報告しておりますが、改めて経緯を申し上げます。

コスタ・ネオロマンチカは、2月28日に鹿児島港を出港後、翌29日に佐世保港内の錨地に停泊し、本日3月2日から2泊3日の予定で三浦岸壁に接岸し、給水や給油、物資の搬入やごみの搬出、乗員の交代を行いたいということで、2月25日に船舶代理店を通じて連絡を受けたものでございます。

この接岸の内容につきましては、都市整備委員会での説明後の2月28日に船舶代理店から、本日10時に接岸し、給油や給水を済ませた後、17時頃には鹿児島港に向けて出港するとの変更の連絡がなされております。なお、乗員の勤務の交代に伴う乗下船者はございません。

この「コスタ・ネオロマンチカ」を運航されているコスタ・クルーズ社におかれましては、1月25日からコスタアジアに属するネオロマンチカを含む、4隻のクルーズ客船の営業航海を停止されております。

正常な状況であれば、事前に航行スケジュールや、それに伴う寄港地が決められておりますが、それらが白紙になったことにより、1月25日に中国海南省で乗船客を降ろして以降、乗員約560人による運航を繰り返しており、これまで、接岸場所を求め、2月16日までベトナム各地を回り、2月23日に長崎港、2月26日に鹿児島港へ寄港したのち、2月29日に佐世保港内の錨地での給油後、一旦港外に出て、本日佐世保港に接岸するという経緯を辿っております。

今回の船社からの依頼につきましては、2月23日に長崎港に寄港した際の検疫検査における「異常なし」という結果を受け、入国が許可された船舶であることや、「コスタ・ネオロマンチカ」を運航するコスタクルーズ社自体も独自で厳格なルールを設けられ、中国本土や香港、マカオに14日以内に滞在・経由した乗員の乗船を停止し、また、船内施設の殺菌や消毒、乗員全員の毎日の体温測定など感染防止のための対策を徹底されていることなど、状況の確認を行い、関係部局等で協議を行いました。

港湾管理者の立場として、検疫所への協力や情報提供などの水際対策の徹底について国土交通省から周知、協力依頼がなされている中、本市においても、様々な状況や先日の都市整備委員会でのご意見、専門的知見を有する医師のアドバイス等を踏まえながら、港湾従事者や職員につきましては、従来のマスクの装着やうがい、手洗い、消毒等の徹底や、相手との一定の距離を保つなどの感染予防対策に加え、行動エリアや使用した器具の消毒を実施するほか、さらには、乗員が市民の皆様と接触しないよう、乗員の行動エリアを保安区域内と国際ターミナルの一部のみに制限する措置を講じるなど、国からの協力依頼内容より厳しい受入体制のもと、本船の受入許可を判断したものでございます。

判断につきましては、市民の皆様の安全・安心が第一であるということをお大前提として検討を進めてきた一方、クルーズ船社におかれましては、寄港先が不確定な中、補給もままならない状況であり、人道的見地からクルーズ拠点港の役割として手助けしなければならないという立場もあり、今回の寄港決定につきましては非常に難しい判断でございました。

市として最大限の対応を図ってまいりますので、ご理解を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

続きまして、本市の公共施設や民間の施設等への影響について申し述べます。

九十九島パールシーリゾート及び九十九島動植物園につきましては、1月27日以降、2月27日までに、水族館・遊覧船・動植物園合わせて国内外の160団体、

延べ約9,300名の予約キャンセルが発生している状況でございます。

佐世保競輪に関しましては、政府のイベント開催規模縮小の要請を受け、競輪関係団体で構成する「新型コロナウイルス感染症対策本部」において2月27日より当面の間、全国の競輪場において無観客での競輪開催を実施し、場外発売は行わないこととなりました。これを受け、本市でも本場での車券発売は実施せず、2月27日から3月11日まで、無観客での開催になるとともに、場外発売及び払い戻しも行わないことといたします。なお、電話投票及びインターネット投票は、通常通り購入可能となっております。

また、文化施設においては、新型コロナウイルス感染症に関する文化庁からの通知、及び2月26日に副市長名で各部局長に対して発出した感染症への対応に関する通知の内容を、各施設の指定管理者、施設管理者に対して伝え、周知を図っております。

これらのことを踏まえ、島瀬美術センターにおいては、3月4日以降、当面の間、市単独主催の展覧会については、延期又は中止、アルカスSASEBOにおいては、2月29日以降に予定される、県又はアルカスSASEBOの主催事業で、高校生以下が出演するものの一部を、延期又は中止としております。

また、教育委員会におきましては、市立学校のほか、少年科学館、図書館、公民館、スポーツ施設などを所管しておりますが、国内で感染者が発生した1月以降、それぞれの施設におきまして、利用者への感染予防啓発と手指消毒薬の設置強化に努めてまいりました。

今後は、市立小・中学校が臨時休業を行うことに伴い、主催者や施設管理者等に対して、当面の間、高校生以下の活動や利用について、自粛するよう要請してまいります。

また、子ども達の利用が多い公園施設につきましても、同様の措置を取っているところでございます。

加えて、少年科学館を3月1日から、図書館の一部、3階学習室、4階飲食コーナーを3月4日から、それぞれ利用を停止することとしております。

ハウステンボスにつきましては、1月27日以降、2月25日までに国内外約540団体、5,300名のキャンセルが出られたとお聞きしております。また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、2月29日から3月15日までの間営業を中止し、臨時休業されるとの報道発表がっております。

公共交通につきましては、各事業者に対して、新型コロナウイルスに係る予防・蔓延防止の徹底に関する国土交通省からの通知の内容、及び、インフルエンザと同様の感染予防に努めることなどを、直接申し伝えております。

続きまして、本市の行事関係への影響につきまして、申し述べます。

この度の新型コロナウイルス感染症の動向を受け、本市では2月26日に副市長から全部局長に対し、市が主催するイベントなどについては、当分の間、屋内外を問わず、その中止や延期、又は規模縮小を検討するよう指示するとともに、市が関連するイベント等につきましても、主催者側に本市の方針を伝え、十分な検討と感

染症対策の徹底などを要請したところでございます。

各地域におかれましては、地区自治協議会が主催されます公民館まつりなどが、3月開催予定の6地域において相次いで中止とされております。

消防関係では、春の火災予防運動に伴う消防職、団員の各種訓練関係並びに少年消防クラブなど各外郭団体による広報活動を中止するとともに、市民を対象とする防火教室や救急講習会等の開催を当分の間見合わせます。

また、教育委員会が主催する各種イベントにつきましても、市全体としての方針が決まった2月26日以降開催の不特定多数が集まるイベントや講座について、原則中止又は延期を決定しております。併せて、公民館及びスポーツ施設においては、利用団体等に対して、高校生以下の活動や利用について自粛を要請しております。

さらに、本市では現在、令和2年度市民税・県民税・国民健康保険税等の申告受付を3月16日まで行うこととしておりますが、2月27日に国税庁が申告所得税等の申告・納付期限を4月16日まで延長すると発表したことに伴い、総務省から地方税の申告においても地方税法の規定により災害等のやむを得ない理由においては申告期限を延長することができる為、各地方団体においても適切に運営されるようお願いする旨の通知がっておりますので、現在対応について検討しているところでございます。

最後に、本市経済や公共事業への影響につきまして、申し述べます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている中小企業者の経営相談窓口が1月29日から2月7日にかけて、商工会議所、商工会、市内金融機関等にそれぞれ設置されており、本市はそれ以降、各支援機関と情報共有を図っているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている中小企業者の資金繰り支援として、本日3月2日から、セーフティネット保証4号の対象地域に指定されました。これを受けて、セーフティネット4号の申請窓口を商工物産課に設置するとともに、併せて、佐世保市制度融資（自然災害等緊急経営対策資金）をご利用いただけるよう準備を整えております。

公共事業に関しましては、現在施工中の本市発注工事及び業務について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応として、国土交通省からの通知に基づき、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して令和2年3月15日までの期間の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認いたします。

その上で受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして契約書の規定に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行います。

なお、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、契約書の規定に基づき必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更、又は、工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応いたします。

また、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認さ

れた場合においては、これに準じて対応を行いますが、この場合の一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえた対応といたします。

なお、一時中止措置等に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、所定の手続きをさせていただきたく存じます。

以上が報告でございますが、新型コロナウイルス感染症への対策については、小・中学校の休業をはじめ市民の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、まずはご自分の健康は自分で守るという意思を持っていただき、繰り返しにはなりますが、手洗いの励行や咳エチケットの徹底、また外出や行事等への参加は、必要最低限にさせていただくなど、お一人おひとりができる対策をお願いしたいと考えております。

また、デマによるトイレットペーパーの買い占めなどが起こっておりますので、信頼性のない情報に惑わされることなく、冷静にご対応いただきたいと存じます。

本市といたしましては、今後とも事態の推移を注視しつつ、国や県などからの情報収集と連携強化に努め、市民の皆様の安全・安心の確保のため、最大限の危機感を持って、全庁的に対応していく所存でございますので、何卒ご理解のうえ、ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。